

令和8年度

事業計画書

社会福祉法人御前崎市社会福祉協議会

1. 背景

近年の福祉を取り巻く背景には、社会構造の大きな変化があると思います。

少子高齢化が進み、家族形態の変化など福祉制度に大きな影響を与え、医療や介護の需要がさらに高まり、地域のつながりの希薄化など、大きな社会の転換期を迎えています。

このような時代だからこそ、年齢や障害の有無、生活状況にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域づくり「地域共生社会」が求められます。

「地域共生社会」とは、支える側と支えられる側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、お互いに支え合いながら生きていく社会のことです。

行政だけではなく、地域住民、関係団体、企業、ボランティアなど、すべてのみなさまの力で安心して暮らせるまちづくり「地域共生社会」の実現が求められています。

2. 基本方針

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を目的とし、住民主体の福祉活動を基盤に、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

近年、少子高齢化の進行や人口の減少、一人暮らし高齢者の増加など、生活課題は多様化、複雑化しています。

特に、高齢者や障がいのある方など、判断能力に不安を抱える方々が、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援体制を充実させることが重要と考えております。

本年度におきましても、住民参加とささえあいの仕組みづくりを推進するとともに、相談支援体制の強化、ボランティア活動の振興、生活困窮者支援、権利擁護の推進等に取り組んでまいります。

「ふくしなんでも相談会」の開設、ささえあいサポーター事業、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理支援等を行う「日常生活自立支援事業」の適切な実施と充実を図り、利用者の権利擁護と生活の安定確保に努めてまいります。

また、本会が目指す子育て支援はすべての子どもと家庭が地域で安心して暮らし、健やかに成長できる環境づくりとし、放課後児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、こどもの居場所等を通じて支援してまいります。

本年度も、行政、関係機関、地域住民のみなさまとの連携・協働を一層強化し、福祉のまちづくりに向けて努力してまいります。

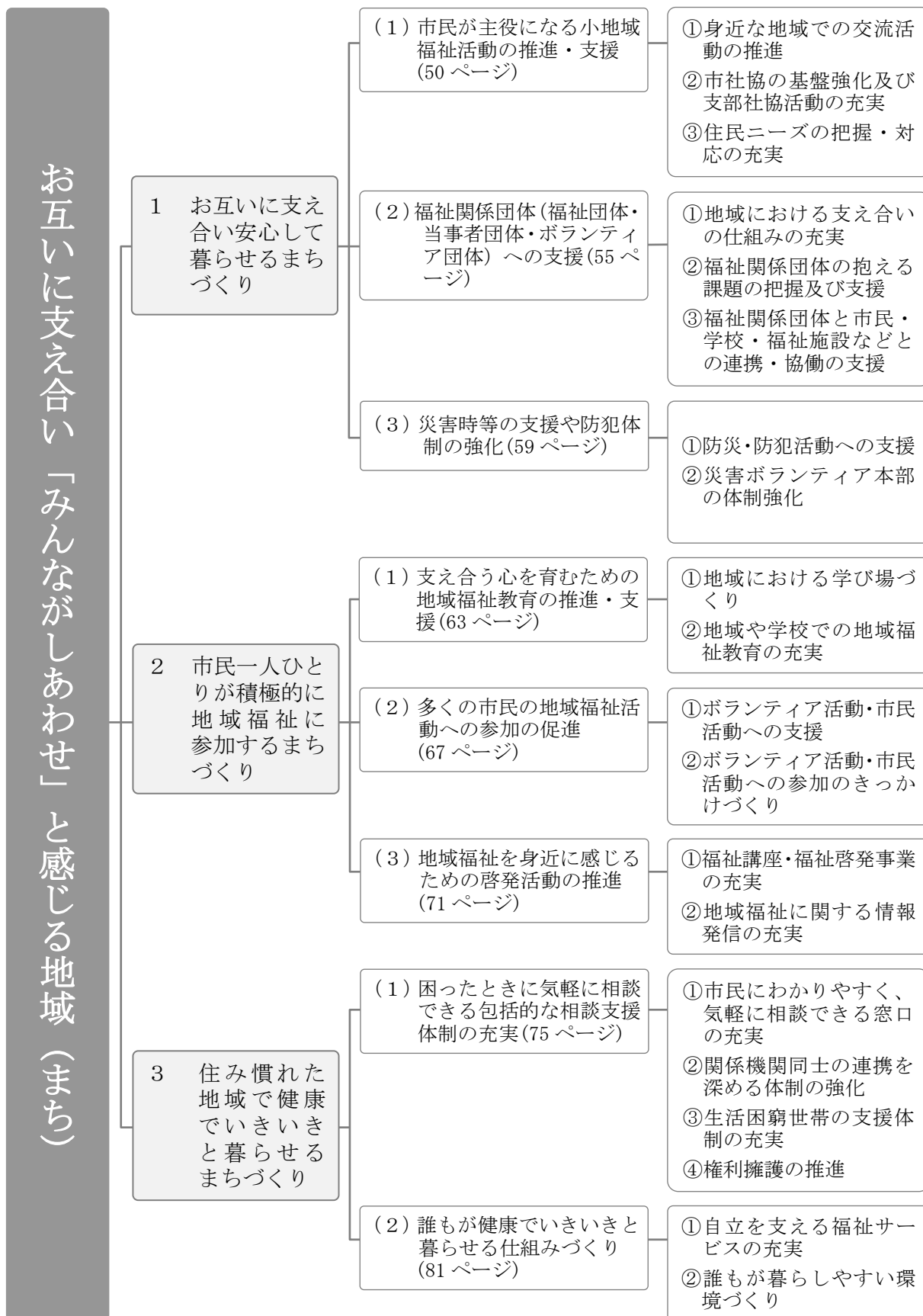
3. 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

[取り組みの方向性]



4 実施事業

基本目標1 お互いに支え合い安心して暮らせるまちづくり
 (★：共同募金による配分金事業)

施策の方向性	主な取組み	事業内容	令和8年度目標
(1) 市民が主役になる小地域福祉活動の推進・支援	①身近な地域での交流活動の推進	(★) ささえあいサポーター事業	事業の周知を徹底し、支援を必要とする方の登録を増やす。 登録利用者数 +10人 サポーター登録者数 +5人
		(★) 小地域福祉活動助成事業	事業を周知し、助成をすることで小地域福祉活動を支援する。
		小地域福祉活動 (居場所・サロン・生活支援サービスなど) の推進	活動場所に出向き、問題点や課題を聴くことで継続、更なる活動ができるよう支援する。
	②市社協の基盤強化及び支部社協活動の充実	中期経営計画の検討	持続的な社協運営を可能にするため、目標設定及び具体的施策を検討する。
		(★) 社協支部事業の推進	各社協支部が主体となって地域課題を解決することができるよう情報等を共有し共に考えていく。
		社協一般会員の募集	若い世代への呼びかけ、班外世帯への周知をするため、児童館事業実施時、利用者、各種会合でPRをする。
		社協特別会員の募集	職員一丸となって企業訪問し、特別会費の必要性、用途を理解してもらい、新会員の増加につなげる。
	③住民ニーズの把握・対応の充実	(★) 福祉懇談会の開催	各社協支部で1回以上開催する。
		社協支部事業など、地域活動への社協職員の参加	地域活動への参加を通じて、社協支部を通じて得られた地域ニーズや課題を他機関等と共有する。
	(2) 福祉関係団体(福祉団体・当事者団体・ボランティア団体)への支援	①地域における支え合いの仕組みの充実	福祉団体連絡会の開催
(★) 福祉関係団体への協力支援			各福祉団体が目的達成及び課題解決を主体的に実施できるよう、平時から連携を密にし、事務局として支援する。
②福祉関係団体の抱える課題の把握及び支援		社会福祉法人等による公益事業に向けての情報交換会の開催	年2回以上開催する。また、法人間で連携した取組を1回以上実施する。
③福祉関係団体と市民・学校・福祉施設などの連携・協働の支援		関係機関とのネットワークづくり	多機関との良好な関係を継続する。各機関で得られた地域ニーズが共有できる場を作る。
		地域福祉教育担当者連絡会	年3回以上開催する。

施策の方向性	主な取組み	事業内容	令和8年度目標
(3) 災害時等の支援や防犯体制の強化	①防災・防犯活動への支援	社協災害対策本部の設置	BCPを策定し、策定内容をベースにしてに訓練を実施する。
		災害ボランティア本部立上げ訓練	総合防災訓練、地域防災訓練とは別に年1回実施する。
	②災害ボランティア本部の体制強化	災害ボランティアコーディネーター養成講座	災害ボランティアコーディネーター総登録者数50人
		総合防災訓練及び地域防災訓練などへの参加	年1回以上開催する。
		行政・災害支援ネットワーク・社協連携連絡会	年1回開催する。
		災害ボランティアコーディネーター連絡会	年1回開催する。

基本目標2 市民一人ひとりが積極的に地域福祉に参加するまちづくり
 (★：共同募金による配分金事業)

施策の方向性	主な取組み	事業内容	令和8年度目標
(1) 支え合う心を育むための地域福祉教育の推進・支援	①地域における学び場づくり	地域福祉教育出前講座	年3回実施する。
		中学生・高校生夏休みボランティア体験活動	参加者 35人
	②地域や学校での地域福祉教育の充実	(★)地域福祉教育の展開	市内市内小、中、高、特別支援学校での実施を支援する。
		(★)地域福祉教育指定校事業	市内小、中、高、特別支援学校へ助成する。
(2) 多くの市民の地域福祉活動への参加の促進	①ボランティア活動・市民活動への支援	ボランティアコーディネーター事業	ボランティア案内数 10件
		個人ボランティア登録制度の推進	個人ボランティア登録者 70人
		ファミリー・サポート・センター事業	子育て世帯への支援を継続実施する。
		講習会	事業実施要綱に基き、数日に分け、年に1度提供会員養成講習会を実施する。
		ファミサポPR	2カ月、2歳6カ月児歯科健診時(毎月2回)年1回地区に出向いて提供会員募集を周知する。
		交流会	年1回実施する。
		ファミサポ通信の発行	ファミサポだよりを年2回(夏・冬)発行する。
	②ボランティア活動・市民活動への参加のきっかけづくり	ボランティア活動に対する情報発信	社協だよりでの情報発信する。
		ふれあい広場	令和8年10月3日(土)予定 浜岡福祉会館で開催予定 市内施設や団体等へ参加呼びかけをし、より多くの参加団体・集客を図る。(目標40団体参加)
		精神障がいを抱える方を支えるボランティア養成講座(ぽかぽか交流会)	参加者延べ50人 高校にも協力を依頼する。
		赤い羽根共同募金運動への協力	継続実施する。 地域福祉活動の支援及び誰もが安心して暮らせるまちづくりを目標に実施する。新規募金箱設置先・募金実施場所等を開拓する。
		一般募金	募金額 3,600,000円
		歳末たすけあい募金	募金額 1,800,000円

施策の方向性	主な取組み	事業内容	令和8年度目標
(2) 多くの市民の地域福祉活動への参加の促進	②ボランティア活動・市民活動への参加のきっかけづくり	ボランティア団体助成事業	2団体以上の申請を受け付ける。
		日赤御前崎市地区事業の推進	国内外の災害救護活動や救急法をはじめとした赤十字講習の普及、献血活動等の赤十字事業の継続を支援する。
		活動資金の募集	町内会を通じ、市民に会費の納入を依頼する。県支部からのダイレクトメールを通じ、企業等の会員に会費の納入を依頼する。チャリティーボックスによる活動資金の募集をする。
		日赤有功会御前崎市会の推進	会員と共に有功会の在り方を検討し、有功会活動を支援する。国内外の大規模災害発生時の義援金募集への協力を呼び掛ける。
(3) 地域福祉を身近に感じるための啓発活動の推進	①福祉講座・福祉啓発事業の充実	社会福祉大会	令和9年2月13日(土) 予定 御前崎市民会館で実施予定
		御前崎市戦没者追悼式	令和8年8月15日(土) 予定 御前崎市民会館で実施予定
	②地域福祉に関する情報発信の充実	「おまえざき社協だよりの発行」	設置場所数 47か所、年5回発行する。
		ホームページやSNSによる情報発信	社協が行っている事業紹介のコンテンツを増やす。

基本目標3 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり
 (★：共同募金による配分金事業)

施策の方向性	主な取組み	事業内容	令和8年度目標
(1) 困った時に気軽に相談できる包括的な相談支援体制の充実	①市民にわかりやすく、気軽に相談できる窓口の充実	福祉総合相談所の開設	断らない相談体制、相談しやすい対応をする。
		弁護士司法書士心配ごと相談	毎月2回開催する。市民が抱えている問題の解決を支援する。相談者数により市外の方の対応を実施
		ひきこもり・不登校支援相談室	月1回開催する。相談に来られた方の継続支援を考える。
		ひきこもり・不登校支援連絡会	年1回以上開催する。
		ひきこもり家族教室・相談会	年1回開催する。関係機関への周知をする。
		福祉なんでも相談会	月1回開催する。
	②関係機関同士の連携を深める体制の強化	包括的な相談窓口支援体制の充実	行政と連携し、包括的相談支援体制(重層的支援体制整備事業含む)の実現に向けた体制を整える。
		生活支援コーディネーター事業	地域で必要としている生活支援の担い手やサービスを開発していく。
		第1層協議体生活支援コーディネーター	各地区の第2層生活支援コーディネーターとの連携を強化し、各地区協議体の運営を支援する。
		第2層協議体生活支援コーディネーター	地域のニーズを把握し、コーディネーター同士、各地区協議体との連携を深める。他機関へのつなぎ役ともなる。
	③生活困窮世帯の支援体制の充実	生活困窮者自立支援事業	継続実施する。貸付等の相談者から必要に応じて継続的な相談支援を実施する。
		自立相談支援事業	事業の継続実施と周知を行う。
		家計相談支援事業	事業の継続実施と周知を行う。
		就労準備支援事業	就労に向けた準備が必要な方を対象に、一定期間、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練、居場所づくりなど幅広い社会参加のための支援を行う。 対象者 1人以上/年
		生活福祉資金貸付事業	随時相談対応をする。引続き生活が大変な借受人には適切なサービスに繋げる。
		小口資金貸付事業	随時相談対応をする。定期的な返済を促す。
	④権利擁護の推進	法人後見事業	受任案件の安定した支援をする。
		日常生活自立支援事業	判断能力が低下している方の権利を擁護し、福祉サービス利用援助等をして自立した生活を支援する。
		市民後見人養成講座を修了した方への支援	広域中核機関でのフォローアップ研修へ参加する。日常生活自立支援事業や法人後見事業の支援員として実務実績を積んでもらう。
		中核機関	市内関係機関との連携を図り成年後見制度の推進をする。広域の中核機関で随時情報共有・相談をする。

施策の方向性	主な取組み	事業内容	令和8年度目標
(2) 誰もが健康でいきいきと暮らせる仕組みづくり	①自立を支える福祉サービスの充実	介護予防・日常生活支援総合事業	利用者を増やすため、関係機関への周知及び依頼を継続する。
		自立支援通所サービス(ひなたぼっこ)	平均利用者数 10人/日 多世代交流行事など独自のサービス実施する。
		自立支援訪問サービス	安定した支援を提供する。
		在宅介護支援センター運営事業	地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握する為に定期訪問を実施する。 利用対象者 2人以上/年
		子育て支援員派遣事業	市こども未来課との情報共有を密に行う。
		放課後児童クラブの運営	利用児童数の増加に対応し、支援員体制の確保と施設環境の整備をし、安心安全なクラブ運営に努める。
		子育て支援センターの運営	就学前の幼児の憩いの場を提供する。また、子育てに不安を抱える親に対し、相談等を行うことで子育てしやすい環境を推進する。
	②誰もが暮らしやすい環境づくり	浜岡中央児童館・児童図書館事業	幼児や児童の健全な成長及び健康増進を目的とした事業を実施する。
		パラカンコげきじょう	実施目標 年7回、目標延べ人数年100人 仲間づくり、親子運動遊び、季節行事、地域交流、子育て情報交換等
		みーんなあつまれ	実施目標 年12回、目標延べ人数年450人 季節行事、3世代交流、食育、地域交流、親子のふれあい、支援世帯の早期発見等
		わんぱくクラブ(会員制)	実施目標 年11回、会員目標30人 仲間づくり、地域交流、食育、工作等
		おはなしこんにちは(読み聞かせ・手遊び・リズムダンス)	実施目標 週1日(午前1回)、1回5人 親子のふれあい、情緒面での発育促進、読み聞かせ習慣の定着等
		図書・DVDの貸出	実施目標 週5日 親子読書の推進、幼児期からの読書習慣の定着、DVDによる映像を通じた親子のふれあいを促進する。
		「じどうかんだより」の発行	市内公共施設、小中学校、こども園、商業施設に掲示・配布 年12回発行する。 ※設置: その場所を訪れた人が閲覧しやすい状況とする。必要に応じて社協事業の記事も掲載する。

施策の方向性	主な取組み	事業内容	令和8年度目標
(2) 誰もが健康でいきいきと暮らせる仕組みづくり	②誰もが暮らしやすい環境づくり	(★)高齢者生きがい教室	実施目標 1教室あたり10人、年10回 福祉会館の有効利用、仲間づくり、ひきこもり予防、新しい趣味づくり
		生きがいクラブ	実施目標 クラブ数 21クラブ、 1クラブあたり約7人、年12回または24回 福祉会館の有効利用、仲間づくり、ひきこもり予防、新しい趣味づくり
		介護機器貸与事業	市民に事業の周知及び利用促進を図っていく。
		福祉車両貸出事業	市民に事業の周知及び利用促進を図っていく。
		理美容料金助成事業	社協だよりによる広報 年2回 音声告知による広報 年2回
		(★)障がい者余暇活動支援	事業の周知を幅広く行う。
		(★)歳末たすけあい事業	誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的とし、見舞金配分を実施する。
		ヤングケアラー支援事業	市と連携し、ヤングケアラーを支援する。また支援者・市民に向けた啓蒙啓発活動を行う。
		新たな出会い支援事業	年1回婚活イベントを実施する。また、イベント終了後参加者への追跡調査を行い、イベント後の状況の把握を行う。